

消防設備保守点検業務委託標準仕様書

1. 対象物件

- (1) 所在地 : 名護市大一中丁目 19 番 24 号
- (2) 名称 : 名護市産業支援センター
- (3) 構造 : 鉄筋コンクリート造 (一部プレストレストコンクリート造) 7階建
- (4) 敷地面積 : 2,774.85 m²
- (5) 建築面積 : 1,323.75 m²
- (6) 延床面積 : 5,794.73 m²
- (7) 付帯施設 : 駐車場及びその他工作物等

2. 消防設備

- (1) 自動火災報知機
 - A) 受信機
型式 : BVF3130K 松下電工
 - B) 感知器
 - 差動式スポット型 118 台
 - 定温式スポット型 8 台
 - 煙式スポット型 57 台
 - C) 発信機 15 機
- (2) 非常用放送設備
型式 : FS971 TOA
- (3) 誘導灯
 - A) B 級 7 台
 - B) C 級 28 台
- (4) 消火器 46 本
- (5) 消火栓
 - A) 消火栓用ポンプ 1 台
 - B) 消火栓 13 台
- (6) 防排煙設備
 - A) 防火扉 3 本
 - B) 垂れ幕 3 本
- (7) 非常電源 (自家発電設備)
型式 : AY20L-ET ヤンマー
- (8) 非常電源 (蓄電池設備)
型式 : MSE-200 コアサコーポレーション
- (9) 連結送水管設備

3. 業務内容

(1) 共通事項

- ① 法に基づく年間業務計画書を作成し、委託者へ提出すること
- ② 検査、点検等の実施日時、実施方法は委託者と協議の上決定すること
- ③ 委託者が必要と認めた場合（臨時・緊急）、詳細工程表を作成し、委託者へ提出すること
- ④ 法令で定める基準を超えた場合は、委託者へ報告し、助言または適切な措置を講ずること。また、後に再度実施し、基準値内であることを確かめること
- ⑤ 結果報告書、実施報告書は延滞なく委託者へ2部提出すること。また、その他関係機関への提出書類を作成すること
※実施後1週間以内に提出すること
※必要に応じて写真を添付すること
- ⑥ 点検作業は、点検対象設備が消防法その他関係法令に適合し、その機能を十分発揮できるように誠実に行うこと
- ⑦ 点検作業は、各消防設備の点検に必要な資格を有する者を配置すること
(※資格証添付)
- ⑧ 点検中に異常及び不良・故障箇所を発見した場合、些細なことでも迅速に委託者へ報告し、指示を受けること
- ⑨ 点検が完了した設備には、点検済みであることと点検業者、点検日時等を明確にする表示を貼付すること
- ⑩ 点検対象機器と図面との照合を行い、違いがある場合は、図面を修正後、委託者へ提出すること

(2) 点検

- ① 機器点検
 1. 実施は6ヶ月に1回とする
- ② 総合点検
 1. 実施は年に1回とする

(3) 消防訓練への参加

- ① 消防訓練を実施する際は、消防設備に関する訓練の器具準備、取扱説明、放送設備、訓練の指導等について、適正に対応すること

(4) その他

- ① 事故、又は故障、不具合により、要請があれば直ちに、技術者を派遣し、調査、点検、調整等をおこなうこと
- ② 夜間、休日緊急連絡先を提出すること
- ③ 防火管理に関する事柄について、防火管理者に対し適切な助言を行うこと
- ④ 指定管理者が必要と認めた軽微な作業について、契約の範囲内で実施すること
- ⑤ 本仕様に定めのない事項については、協議のうえ決定する